

令和3年度石岡市キャッシュレス決済ポイント還元業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内の消費を喚起するとともに、「新しい生活様式」である非接触型のキャッシュレス決済を普及させるため、この業務を委託するにあたり、価格の競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を審査する公募型プロポーザルの実施に対し、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

- (1) 業務の名称 令和3年度石岡市キャッシュレス決済ポイント還元業務委託
- (2) 履行期間 契約締結の翌日 ～ 令和3年11月30日(火)まで
※ポイントの付与期間：令和3年9月1日(水)～
令和3年9月30日(木)まで
- (3) 業務内容 別紙委託仕様書『石岡市キャッシュレス決済ポイント還元業務委託仕様書』のとおり。
- (4) 提案限度額 金 37,630,000 円
【内訳】 事務費 3,793,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
ポイント還元上限額 33,837,000 円 (非課税)
※上記提案限度額は、本業務の予算限度額であり、上記予算額を超える企画提案については、失格とする。

3. 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加することができる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 本プロポーザル契約候補者として決定後、契約日までに石岡市物品納入・役務の提供等入札参加資格を有すること。
- (2) 石岡市又は他の地方公共団体において指名競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続き開始の申し立ておよび民事再生法(平成11年法律第255号)の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがされていない者であること。
- (5) 国や地方自治体等において、本業務と同等もしくは、類似した業務受託実績があり、本業務に関する知識と能力を有していること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者でないこと。

4. プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

番号	手続き等	期限等
(1)	案件公表，資料配布	令和3年5月19日（水）
(2)	参加申請書の提出	令和3年5月31日（月）午後5時（必着）まで
(3)	参加申請審査結果の通知	令和3年6月2日（水）
(4)	ヒアリング時間等の通知	令和3年6月2日（水）
(5)	質疑の提出	令和3年6月9日（水）午後5時（必着）まで
(6)	質疑の回答	令和3年6月11日（金）
(7)	提出書類の作成，提出	令和3年6月22日（火）午後5時（必着）まで
(8)	プレゼンテーション，ヒアリング	令和3年6月28日（月）
(9)	評価，採点	令和3年6月28日（月）
(10)	結果通知，結果公表	令和3年6月30日（水）
(11)	契約内容の調整，仕様書の決定	令和3年7月上旬
(12)	見積書の提出	令和3年7月中旬
(13)	契約書の調印	令和3年7月中旬

5. プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した番号順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、石岡市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ①キャッシュレス決済ポイント還元業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ②キャッシュレス決済ポイント還元業務委託仕様書
- ③業務委託契約書及び約款
- ④公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）
- ⑤経営不振の状態にないことの誓約書（様式第2号）
- ⑥質疑書（様式第3号）
- ⑦提案書（様式第4号）
- ⑧企画書
- ⑨見積書
- ⑩工程計画表
- ⑪業務実施体制及び業務責任者実績書（様式第5号）
- ⑫類似契約実績書（様式第6号）
- ⑬契約書の写し
- ⑭情報管理に関する規約等の写し

これらの資料は、石岡市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

(3) 参加申請書の提出

プロポーザルに参加する事業者は、「公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）」、「経営不振の状態にないことの誓約書（様式第2号）」、「類似契約実績書（様式第6号）」を、令和3年5月31日（月）午後5時までに、経済部商工課に郵送又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とし、收受確認のため送付後ご連絡をお願いします。

なお、「公募型プロポーザル参加申請書」を提出した後、参加を辞退するときは「公募型プロポーザル参加辞退届（様式第7号）」を郵送又は持参してください。この場合において、提出後の参加辞退を撤回することはできません。

(4) 参加申請審査結果通知及びヒアリング時間等の通知

「公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）」を提出した事業者には、参加の可否について「公募型プロポーザル参加申請審査結果通知書」、プレゼンテーション及びヒアリングを行う日時と会場を指定した「ヒアリング等開催通知書」を電子メールで送付します。

(5) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書（様式第3号）」に記載し、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：質疑＋参加業者名＋送信年月日

例：質疑株式会社▲▲▲ 210603（株式会社▲▲▲が2021年6月3日に質疑書を送信した場合）

(6) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。ただし、個別質問については質問者のみに回答します。

プロポーザル参加者全員へ通知後「質疑回答書」は、石岡市ホームページにも同様に掲示します。

(7) 提出書類の作成，提出

次のとおり提出書類を作成し、令和3年6月22日（火）午後5時までに、経済部商工課に郵送又は持参してください。郵送の場合は期限までの必着とし、一般書留又は簡易書留にて送付してください。

提出書類の作成にあたっての注意事項

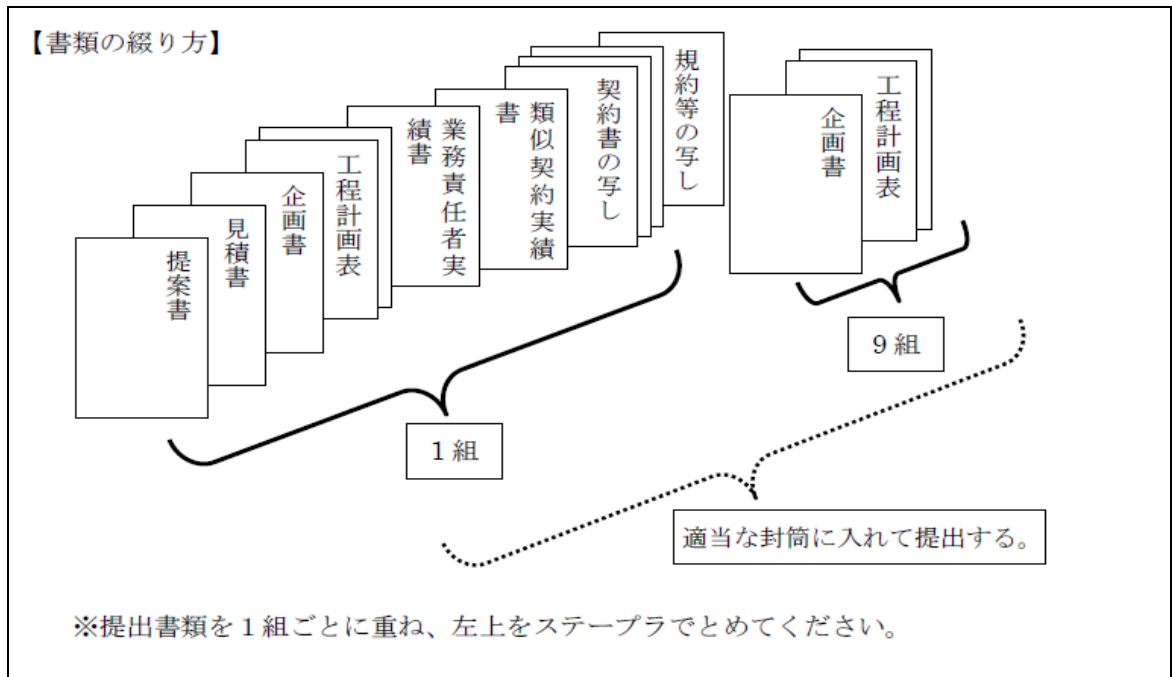
【共通事項】

特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。

提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかが分かる表示は一切しないでください。

書類等の名称, 様式	記述内容, 提出部数等
<p>提案書 (様式第4号)</p>	<p>必要事項を漏れなく記入し, 代表者名義で記名押印してください。 提出部数は1部です。</p>
<p>見積書 <様式自由></p>	<p>様式は自由です。見積項目(キャッシュレス決済ポイント付与費, 広告・販促費, 事務局運営費等)ごとの算定根拠が示された詳細な内訳書を添付してください。見積項目には, プロポーザルに参加する事業者が負担する内容についても示してください。 見積金額には消費税を含みます。ただし, 契約目途額を超える金額は記載できません。消費者への還元となるキャッシュレス決済ポイントの付与費が, 契約目途額に占める割合で評価を行います。 ページ数の制限はありません。 提出部数は1部です。</p>
<p>企画書 <様式自由></p>	<p>次のテーマについて, 石岡市の特性を踏まえた上で, 貴社の強みがわかるように記載してください。</p> <p>①キャッシュレス決済ポイント還元事業の事業スキームについて, キャッシュレス決済の促進と市内経済活性化の後押しという目的に対する最大限の効果を発揮するため, 目標を設定し, その達成に向けた具体的な取り組み内容を示してください。その結果, キャンペーンにより, どの程度のキャッシュレス推進効果及び経済効果を生むのかについても示してください。さらに, 事業終了後も市内での消費喚起が促される仕掛けやPRなどがあれば提案してください。</p> <p>②キャッシュレス決済手法について, 提供するキャッシュレス決済の種類, 利用者への導入(料金・審査の有無・所要日数など), 利用方法(現金によるチャージ, 口座紐づけ, クレジットカード紐づけの有無など), セキュリティ対策, 店舗の導入方法(料金, 審査の有無, 所要日数など), 現時点における全国の利用者数, 市内加盟店舗数(還元可能店舗数(小売・飲食・サービス等の種類の割合と直近月の決済額も記載)), 事業効果について詳しく記載してください。</p> <p>③消費者への事業PR及び支援について, 次に示す例のように, 石岡市在住, 在勤, 石岡市外のそれぞれの方に向けた, 効果的な方法を提案してください。</p> <p><事業PR活動の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーンを告知するために発出するプレスリリース ・サービスを管理するアプリを通じた利用者へのお知らせ ・貴社が発信することが可能な各種ホームページ ・市内外で設置する屋外広告(種類やデザイン案) ・電車広告, バス広告(石岡市外からの買い物客に向けた発信)

	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの賑わいを創出するために掲示するフラッグ ・予算額の達成（未達成）等により当初予定していた還元期間終了前（修了後）に本事業を修了する（延長する）際の周知方法（または代替案） <p>④多くの市内事業者がキャッシュレス決済ポイント還元事業に参加できるようにするため、本事業対象店舗の募集、市内店舗へのフォローアップ（導入支援や周知等）の効果的な方法を提案してください。</p> <p>⑤消費者と対象店舗からの問い合わせ対応について、実績を踏まえながら確実な実施方法を提案してください。</p> <p>⑥事業実施結果の分析・評価方法について、キャンペーン期間中とキャンペーン終了後に分けて、内容（商品別、年齢層別、エリア別の実績等）を提案してください。</p> <p>ページ数は全体で15ページ以内。提出部数は10部です。</p>
<p>工程計画表 <様式自由></p>	<p>業務実施スケジュールを記載してください。</p> <p>ページ数は2ページ以内。提出部数は10部です。</p>
<p>業務実施体制及び業務責任者実績書 (様式第5号)</p>	<p>契約締結後に業務責任者になる予定の者が、本件と類似した契約に責任者として携わった経験がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。</p> <p>予定業務責任者が過去に所属していた企業における実績も含めます。ただし、2016年4月1日～2021年3月31日の間に完了した契約に限ります。</p> <p>ページ数は1ページ以内、提出部数は1部です。</p>
<p>類似契約実績書 (様式第6号)</p>	<p>法人として、本件と類似した契約を履行した実績がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。</p> <p>ただし、2019年4月1日～2021年3月31日の間に完了した契約に限ります。</p> <p>ページ数は2ページ以内、提出部数は1部です。</p>
<p>契約書の写し</p>	<p>類似契約実績書に記載した契約について、契約書の写しを添付してください。件名、契約金額、契約当事者名が表記されている部分だけで結構です。</p> <p>提出部数は、契約案件ごとに1部です。</p>
<p>情報管理規約等の写し</p>	<p>業務を実施する際に扱う消費者や対象店舗その他の情報について、管理方法が記された規約等の写しを添付して下さい。その際、該当する部分がわかるように色づけをしてください。</p> <p>ページ数の制限はありません。提出部数は規約等の種類ごとに1部です。</p>



(8) プレゼンテーション，ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は，採点しません。

項目名	注意事項等
日時	令和3年6月28日（月） 集合時間は，ヒアリング等開催通知書で指定します。
会場	石岡市役所 本庁舎 集合場所は，ヒアリング等開催通知書で指定します。
内容	始めに，提出した企画書等の内容について，20分以内で説明してください。 次に，評価委員から質問しますので，簡潔に回答してください。質疑時間は約10分間とします。 ※パソコンを使用する場合は，各事業者で準備してください。スクリーン・プロジェクター等の機材は市で準備します。 ※プレゼンテーションの内容は企画書に記載した内容のみとし，それ以外の資料の配布，説明はできません。
説明員	原則として，契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。会場に入室できるのは，2名以内とします。 入室する方は，会社名を表示した衣類やバッジ等，会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

(9) 評価，採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において，プロポーザル参加者の提案，プレゼンテーション及びヒアリングの状況を評価・採点を行い，最高得点を得た者を契約

候補者に選定します。評価点が同点の事業者が複数ある場合は、評価委員会の多数決により選定します。

なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがありますのでご注意ください。

評価項目及び配点は下表のとおりです。

評価項目	考え方・着眼点	配点
競争力／優位性	キャッシュレス決済手法の市内加盟（還元可能）店舗数，全ユーザー数，導入の容易さ 等	50点
店舗との調整	キャッシュレス決済手法の導入済店舗・未加入店舗へのフォローアップ 等	10点
P R 方 法	周知活動（店舗／消費者各々），本事業終了時の周知方法 等	10点
相 談 対 応	相談窓口・コールセンターの設置 等	10点
総 合 評 価	価格の妥当性，プレゼン内容，事業効果の分析 等	20点
合 計		100点

(10) 結果通知，結果公表

プロポーザル参加者全員に電子メールで公募型プロポーザル選定（非選定）結果通知書を送付するとともに，選定結果を石岡市ホームページで公表します。選定結果に関する問い合わせ，異議の申し立ては受け付けません。

(11) 契約内容の調整，仕様書の決定

契約候補者と経済部商工課で業務内容等の調整を行い，仕様書を確定します。この際，協議の結果，契約内容，仕様又は契約金額について採択された提案に変更が生じる場合があります。

(12) 見積書の提出

契約候補者は，確定した契約内容に基づき，契約締結に向けた見積書を提出します。

(13) 契約の締結

契約書に調印し，契約を締結します。なお，選定された契約候補者との交渉が成立せず契約の締結が困難な場合は，優先順位が次順位の者と交渉を行い，成立したときは当該事業者と契約締結を行います。

7. その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は，すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語，通貨は日本円とします。また，提出書類等で用いる計量単位は，特別の定めがある場合を除き，計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし，やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で，石岡市が承諾したものについてはこの限りではありません。

- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
- ①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ②提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ③提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
 - ④提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合
 - ⑤提出書類に虚偽の記載がある場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、石岡市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- また、提出された提案書、企画書等について石岡市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開します。ただし、同条例第5条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがあります。
- (8) 提出された書類は一切返却いたしません。

8. 本案件に係る問合せ先

〒315-8640

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所 経済部 商工課

TEL 0299-23-5501 (直)

FAX 0299-24-5358

Mail shoukou@city.ishioka.lg.jp